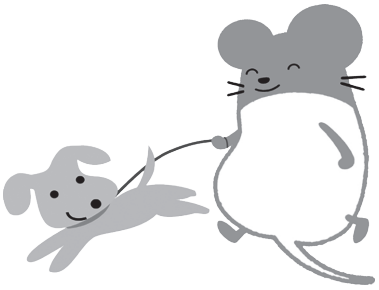
犬・ねこの飼い主の皆さんへ



責任を持って「しつけ」をしましょう

犬・猫などのペットは、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれます。その一方で、ペットの鳴き声などによる近隣とのトラブルやフンの処理に対する苦情なども多く寄せられています。

飼い主の皆さんは、**責任を持ってしつけをし**、人と動物が安心して暮らせるようにしましょう。

狂犬病予防注射の制度が変わります

狂犬病予防法施行規則の改正により、令和9年3月2日から、狂犬病予防注射の制度が変わります。

【変更点】

1 通年で接種できるようになります。

狂犬病予防注射を毎年4月1日から6月30日までの間に受けさせなければならないとしていた規定が廃止され、1年を通して接種できるようになります。ただし、年1回の接種義務は変わりません。

2 3月に接種した場合の注射済票の取扱いが変わります

3月2日から3月31日までの間に注射を受けた場合、接種した年度の注射済票が交付されるようになります。例えば、令和9年3月2日から31日までに接種した場合は、令和8年度の注射済票が交付されます。



飼い犬の登録は、住民環境課および町内・千曲市内の動物病院で受け付けています（手数料1頭3、000円）犬の登録、毎年1回の予防注射、鑑札・注射済票の装着を徹底しましょう。

犬と猫のマイクロチップ情報の登録について

ペットと暮らす皆さまへ――防災の備えを強化しましょう！災害はいつ起きるかわかりません。大切な愛犬・愛猫を守るため、日頃から防災の準備をしておくことが重要です。ペット用の避難用品として、フードや水、薬、トイレ用品を備え、キャリーバッグやリードも準備しておきましょう。また、ペットが迷子になった場合に備え、マイクロチップ情報の登録を済ませておくこともお忘れなく。マイクロチップ装着は法律で義務化されており、迷子や災害時に個体情報から迅速に飼い主が特定できるので安心です。防災準備は、家族の一員であるペットの命を守るための大切な習慣です。この機会にぜひ見直してみませんか？

なお、犬と猫のマイクロチップ情報登録の詳細については、コールセンターへお問い合わせください。

☎03―6384―5320
（受付時間 月～土曜日の午前9時～午後6時）

犬が死亡した時は

犬が死亡した時や犬の所有者、所在地などが変更になった時は、住民環境課に届け出をお願いします。また、葛尾組合では、犬・猫などのペットの火葬を行っています。

◎**問い合わせ先** 葛尾組合
☎82―2349

猫の適正な飼育と「地域猫活動」について

猫は、病気や事故、怪我予防のため、屋内飼育に努めましょう。また、飼い主のいない猫による被害の改善のためには「地域猫活動」が有効です。

「地域猫活動」とは、責任をもってエサやトイレを管理する方が地域の生活環境を保ちつつ、不妊去勢手術を施して、一代限りの命を地域で見守る活動です。

具体的な内容は次のとおりです。

◆時間と場所を決めてエサを与え、済んだらすぐに片付ける
◆猫トイレを設置してしつける
◆不妊去勢手術を施して増えないようにする
◆フンの片付けをするなど、地域の理解が得られるよう努める

町内では、助言や不妊去勢手術のための捕獲など、「地域猫活動」をサポートするボランティア団体が活動しています。

詳しくは住民環境課にお問い合せください。

フンや尿は飼い主が責任をもって片付けましょう

道路・公園などの公共の場所や他人の土地などに犬や猫のフンや尿が放置される苦情が多数寄せられています。

自宅の敷地内でフンをするようにしつけ、犬の散歩の際は、スコップ、袋、水を入れたペットボトルなどを持参し、他人の土地や公共の場所を汚さないようにしましょう。

◎**問い合わせ先**
住民環境課　環境保全係
☎82―3111（内線125）
直通75―6204